平成２７年（フ）第３１号
宮崎県串間市大字大納244番地１
債務者　岩下ゆう子
１　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第６７号
宮崎県都城市都元町3260番地48
債務者　永瀬　光延
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第５１号
宮崎県延岡市山下町２丁目3998番地36　タウンハイツ　103
債務者　石本　拓実
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１４８号
鹿児島県鹿児島市東谷山４丁目16番13号
債務者　池田眞由美
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
鹿児島県霧島市国分野口西29番18号　サンハイツ千鶴　101号
債務者　横手　昭夫
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４４号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1386番地
債務者　岡本　廣行
１　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第５４号
福島県郡山市富田町字塩ノ草37番地の22　ハーモニアコーポ２号
債務者　矢代　　明
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４１１号
神戸市長田区大橋町10丁目１番２号、従前の住所兵庫県明石市林崎町３丁目519番地の306号
債務者　坂本華奈美（旧姓出雲）
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５３号
神戸市東灘区住吉東町４丁目２番11号　301号
債務者　今津田鶴子
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２３号
神戸市須磨区神の谷１丁目１番85―403号、従前の住所神戸市中央区北野町３丁目８番24―106号
債務者　リラクゼーション柔こと　中西　浩士
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２５号
神戸市中央区東雲通３丁目３番14―901号
債務者　浜田健太郎
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８１号
熊本市西区花園７丁目78番８号
債務者　松下　栄子
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３４５号
熊本市中央区国府３丁目５番24―212号　コアマンション212
債務者　櫻木　　要
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３５９号
熊本市南区南高江７丁目９番141―302号　市営住宅２Ｃ－１－302
債務者　熊野　洋子
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３６５号
熊本市中央区上水前寺２丁目９番10号　上水前寺荘３号
債務者　木下　幸子
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
熊本県玉名市山田1836番地　糠峯団地17棟１号
債務者　三津家陽子
１　決定年月日時　平成27年８月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第３６３号
熊本市中央区新町１丁目10番11―1205号　ライオンズマンション古城堀端公園
債務者　後藤　眞男
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係